

議第76号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第6（第2条関係） 建築関係				別表第6（第2条関係） 建築関係			
手数料を徴収する事務	手数料の額			手数料を徴収する事務	手数料の額		
	単位	金額			単位	金額	
1～27 略				1～27 略			
28 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	120,000	円	28 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	120,000	円
29 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000	円	29 法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000	円
30～40 略				30～40 略			
41 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査	1件につき	120,000	円	41 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査	1件につき	120,000	円
42 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別	1件につき	160,000	円	42 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別	1件につき	160,000	円

興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査				
4 3 略				
4 4	呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年呉市条例第29号。次項及び第38項において「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく地区計画の区域内における敷地内に広い空地を有する建築物の容積率及び高さの制限の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000	円
4 5・4 6 略				
4 7	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、第63条第3項第6号若しくは第68	新築住宅の床面積の合計	(1) 100平方メートル以下のもの	1件につき
			6,200	円

興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査				
4 3 略				
4 4	呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年呉市条例第29号。次項及び第46項において「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく地区計画の区域内における敷地内に広い空地を有する建築物の容積率及び高さの制限の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000	円
4 5・4 6 略				
4 7	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号に規定す	新築住宅の床面積の合計	(1) 100平方メートル以下のもの	1件につき
			6,200	円

条の69
第3項第
6号に規
定する自
己の計算
等による
住宅の新
築又は同
法第31
条の第2
項第1
6号ニ若
しくは第
62条の
3第4項
第16号
ニに規定
する中高
層の耐火
共同住宅
の新築
(敷地面
積が1,
000平
方メー

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	8,600円
(3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	13,000円
(4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	37,000円

る自己の
 計算等による住宅
 の新築又は同法第
31条の
2第2項
第15号
 ニ若しくは第62
条の3第
4項第1
5号ニに
 規定する中高層の
 耐火共同住宅の新
 築(敷地面積が
 1,000平方メ
 ートル以上の住宅
 の新築に限る。)

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	8,600円
(3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	13,000円
(4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	37,000円

ル以上の住宅の新築に限る。)が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		(5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	45,000円
		(6) 50,00平方メートルを超えるのもの	1件につき	60,000円
		48 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項	新築住宅の床面積の合計	(1) 100平方メートル以下のもの

が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		(5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	45,000円
		(6) 50,00平方メートルを超えるのもの	1件につき	60,000円
		48 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロに規定する自己の計算等	新築住宅の床面積の合計	(1) 100平方メートル以下のもの

<p>第7号ロに規定する自己の計算等による住宅の新築又は同法第31条の2第2項第16号ニ若しくは第62条の3第4項第16号ニに規定する中高層の耐火共同住宅の新築（敷地面積が1,000平方メートル未</p>	<p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>8,600円</p>	<p>による住宅の新築又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する中高層の耐火共同住宅の新築（敷地面積が1,000平方メートル未満の住宅の新築に限る。）が優良な</p>	<p>(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>8,600円</p>
	<p>(3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>13,000円</p>				

満の住宅の新築に限る。)が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	37,000円
	(5) 10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	45,000円

住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	37,000円
	(5) 10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	45,000円

49 略

50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合		建築物 1棟につき	77,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は20,000円)
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの 1棟につき	183,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は38,000円)

49 略

50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合		建築物 1棟につき	77,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は20,000円)
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 500平方メートル以下のもの 1棟につき	183,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は38,000円)

等計画のうち住宅の新築以外に係る認定の申請若しくは当該計画の変更の認定の申請（同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第1項及び第3項の規定に基づく当該申請は除く。）又は同法第

イ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	293,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は62,000円)
ウ	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	579,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は104,000円)
エ	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,038,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は168,000円)

等計画のうち住宅の新築以外に係る認定の申請若しくは当該計画の変更の認定の申請（同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第1項及び第3項の規定に基づく当該申請は除く。）又は同法第5

イ	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	293,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は62,000円)
ウ	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	579,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は104,000円)
エ	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,038,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は168,000円)

5条第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請若しくは当該計画の変更の認定の申請に対する審査

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,785,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は257,000円)
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,304,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は436,000円)
キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	4,721,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は553,000円)

条第5項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請若しくは当該計画の変更の認定の申請又は同条第6項若しくは第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請若しくは当該計画の変更の認定に対する審査

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	1,785,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は257,000円)
カ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	3,304,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は436,000円)
キ 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	建築物1棟につき	4,721,000円 (確認書又は評価書の提出がある場合は553,000円)

		の				の		
		ク 30, 建築物	5, 784, 0			ク 30, 建築物	5, 784, 0	
		000平	1棟に	00円		000平	1棟に	00円
		方メートル	つき	(確認書又は評		方メートル	つき	(確認書又は評
		ルを超え		価書の提出があ		ルを超え		価書の提出があ
		るもの		る場合は62		るもの		る場合は62
				8,000円)				8,000円)
51・52 略								
53 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査								
54 略								
備考								
1～4 略								

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6第50項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。